

事業承継・引継ぎ応援事業実施要領

令和3年4月1日
商工観光労働部商工政策課

(趣旨)

第1条 この要領は、事業承継・引継ぎ応援事業の実施について、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）及び事業承継・引継ぎ応援事業補助金交付要綱に定めるもののほか、県内市町村が実施する事業について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第三者承継等 M&A及び役員・従業員承継
- (2) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者
中小企業信用保険法第2条第1項第5号に該当する者
- (3) 売り手 事業再編・事業統合等に伴い株式又は経営資源を譲り渡す（又はその予定の）中小企業者
- (4) 買い手 事業再編・事業統合等に伴い株式又は経営資源を譲り受ける（又はその予定の）中小企業者又は個人

(事業内容)

第3条 親族内承継若しくは第三者承継等に取り組む売り手側又は買い手側に対して、事業の引継ぎに要する経費の一部を支援する。

(間接補助事業の対象経費)

第4条 本事業の対象経費は、別表のとおりとする。

(間接補助事業の補助期間、補助率及び補助金額)

第5条 本事業の補助期間、補助率及び補助金額については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助期間は、交付決定を受けた日以降、交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までとする。
- (2) 補助率は補助対象経費の3分の2以内とし、補助金額は50万円を上限とする。
ただし、市町村が50万円を超える額を当該市町村の負担により交付する場合は、この限りでない。

(間接補助条件)

第6条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業引継ぎ後も、親族内承継における中小企業者又は第三者承継等における買い手側が引き続き県内で事業を営むものであること
- (2) 同一年度や複数年度にわたって、複数回申請する場合は、補助対象経費の内容が異なること

- (3) 同種その他補助金と併用しないこと
- (4) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後、最低5年間は、毎年度取組状況報告を行うこと

(その他)

第7条 当事業の実施にあたり、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象経費	内容
弁護士、税理士などのマッチングコーディネーター、民間金融機関、民間M&A仲介業者等との委託契約に係る経費	着手金、マッチング登録手数料、成功報酬等
企業価値評価に要する経費	株価の評価に係る費用、不動産鑑定に係る費用等
事業引継ぎに係る資料作成費用	企業概要書作成に係る費用、事業承継計画の策定に係る費用、不動産の所有権移転に係る費用、許認可申請に係る費用等